

輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業実施要領

制定 令和 3 年 1 月 28 日 2 食産第 5437 号
農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 1 の（3）の輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 3 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合若しくは輸出組合又は法人格を有しない団体であつて食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第 3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 2 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出施設の認定の迅速化を図るため、輸出先国・地域（以

下「輸出先国」という。)が求める輸入条件に適合する施設の認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかどうかの確認等に伴う経費を支援する。

(補助対象経費)

旅費、人件費、賃金、審査員手当、役務費、委託費、消耗品費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく登録認定機関であること。
- 2 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 3 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 4 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 5 G F P コミュニティサイト (<https://www.gfpl.maff.go.jp/entry>) に登録していること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づき、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業の内容の追加又は削除

- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表 1 の 1 の (3) 輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式 2 の別添の「第 1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

ただし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、食料産業局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業に関する交付決定前着手届（別記様式 3）を食料産業局長に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合においては、事業実施主体は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 食料産業局長は、(1) ただし書による交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第 7 事業実施結果等の報告

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第 7 の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式 2 に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出済みの資料等と重複するものは、その添付を省略することができるものとする。

2 事業実施状況の途中報告

食料産業局長は、1 の規定にかかわらず、必要に応じて、事業実施の途中で事業実施主体に対し、事業実施状況を報告するよう求めることができるものとする。

第 8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 15 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副 2 部を交付決定者（交付要綱第 5 の 2 に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 14 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第 9 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 証明書発行等を行う機関の体制整備及び輸出事業者支援事業実施要領（令和 2 年 1 月 31 日元食産第 4520 号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の 2 に掲げる通知により令和 2 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

（注）事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。

9 特記すべき事項

10 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
- （3）その他参考資料

別記様式 2（第 6 及び第 7 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 2 年度輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- （注）
- 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第 5 の 1」を「第 5 の 2」とすること。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 2 年度輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第 1 総括表」及び「第 2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1 事業の目的

--

2 事業の内容

(1) 実施内容

--

(2) 実施方法

--

(3) 年間スケジュール

--

(4) 成果目標

--

(注) 成果目標については、輸出先国ごとに輸出施設の認定等に関する定量的な数値目標を設定すること。

3 添付資料

必要に応じて資料を添付すること。

別記様式3（第6関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

(別添)

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注:「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

(注) 上記分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。